厚生労働省からの第1次回答に対する広島市の見解について

【求める措置の具体的内容】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第 10 条第 3 項に 定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。

【厚生労働省の回答】

指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能である。

厚生労働省の回答にあるとおり、都道府県より委託を受けて認定資格研修を実施することは制度上可能であるが、以下の点において問題があるため、提案内容どおり検討していただきたい。

(1) 広島県の研修計画には、児童館担当の指導員約300名が、受講対象者に含まれていないため、児童館担当の指導員分の研修については、受託の範囲に含まれないとの見解である。

本市では、原則、児童館内で放課後児童クラブを実施しており、この児童館に、「児童厚生施設において児童の遊びを指導する者」として採用した指導員を配置した上で、担当職務(児童館担当、放課後児童クラブ担当)を振り分けている。

こうした中、放課後児童クラブの開設時間が長い夏休みにおいて、午前と午後の時差勤務となる指導員が休暇を取得した場合等には、児童館担当と放課後児童クラブ担当が相互に業務応援を行っている。また、児童館担当の指導員と放課後児童クラブの指導員の間で、毎年人事異動を行っているため、児童館担当の指導員に対しても研修を受講させる必要がある。

このため、広島県の研修計画に基づかず、本市の研修計画に基づき研修を実施できるよう委託ではなく実施主体に政令指定都市を含めることとしたい。

(2) 研修を広島県より受託した場合、受講資格の確認、資格認定のための研修受講の評価、一部 未受講者の管理などの業務を双方で行う必要があり、非効率である。

なお、本市が実施主体であれば、受講資格を既に採用時に確認していることから、資格認定 事務の効率化が図られるなどのメリットがある。

(3) 本市では、放課後児童クラブの利用者の急増に対応するため、前年に翌年度の利用者数の見込みを立て、支援の単位を増設するなどの措置を講じているが、例年見込み以上に利用者が増加しているため、さらに年度中途に補正予算を計上し、支援の単位を増設している。こうしたことから委託契約時に見込めていない年度中途の増設により採用する職員に係る研修などについては、広島県の予算上の制限や職員採用時期が不明であることから、次年度に受講を繰り越すこととなる。

このため、経過措置の最終年度である平成31年度までに、受託により必要な人数に対して 研修を受講させることは困難である。

【求める措置の具体的内容】

省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。

【厚生労働省の回答】

平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったばかりであり、まずは、残り4年弱の経過措置期間中に研修を受講していただけるよう取り組んでいくことが必要と考えている。

現状でも現任の支援員全員が平成 31 年度までに研修を受講することが難しい状況の中、支援員の新規採用募集をするに当たって、応募要件として受験者全員に研修修了を求めることは困難であり、新規採用職員については採用後に研修を受けさせざるを得ない。このため、経過措置期間が終了した平成 32 年 4 月 1 日以降の新規採用職員で認定資格研修を修了していない者は、研修を修了するまでの間、支援員として業務に従事できないことから、こうした職員についても採用後 1 年以内に研修を受講することを条件に、ただちに支援員として業務に従事できるよう見直しを求めるものである。

この見直しが行われない場合、平成 32 年度以降は、研修未修了の新規採用職員と研修修了済の職員をペアで配置せざるをえない施設では、省令第10条第2項ただし書に規定する例外の配置(支援員2名のうち1名は補助員をもって代えることができる)となる。こうした施設において、研修修了済の職員が休暇を取得した場合、代替として配置する有資格者(研修修了予定)の臨時職員が不足している現状から、放課後児童クラブを開設ができない日が発生し、保護者の就労に著しい支障を及ぼすこととなる。このため、提案内容どおり検討していただきたい。

【求める措置の具体的内容】

省令第10条第5項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。

【厚生労働省の回答】

平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準による放課後児童支援員の配置用件を定めたところであるが、放課後児童支援員の配置要件の緩和は、複数の職員による充実した支援の実施や子どもの安全確保という観点からすると、放課後児童クラブの質の低下につながるおそれがあるため対応不可。

なお、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することは可能。

今後、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課 後児童クラブとして運営することが可能であるとの見解に従い、適切に運営することとしたい。